

北海道環境影響評価条例に基づく 環境アセスメント制度のあらまし

はじめに

北海道は、豊かで優れた自然環境に恵まれています。私たちは、この豊かな環境を適切に保全し、良好で快適なものとして将来に引き継いでいかなければなりません。

道では、昭和 53 年に北海道環境影響評価条例を制定して、開発事業の実施に伴う環境影響について、手続を通じ良好な環境が確保されるよう努めてきました。その後、平成 9 年の環境影響評価法の制定を受け、平成 10 年に条例を全面改正し、さらに、平成 23 年の環境影響評価法の改正や社会情勢の変化に対応し、計画段階環境配慮書手続の新設、方法書段階での説明会、インターネットを利用した環境影響評価図書の公表、風力発電所の対象事業への追加等を行うため条例の一部を改正し、平成 25 年 10 月 1 日から施行しました。

これらの環境影響評価手續が円滑に実施され、事業の実施に際して適切な環境への配慮が行われるよう、事業者や道民の皆さまの協力をお願いします。

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測、評価等を行ってその結果を公表し、道、市町村、道民等の意見を聴くなど、一連の手續を通じて環境保全措置の内容等を検討し、環境保全の観点から、より良い事業計画としていくための仕組みです。

平成 25 年 10 月からは、これまでの手續よりも早期の計画立案段階において環境保全についての配慮を検討する配慮書手續が加えられています。

配慮書手續

事業の計画立案段階における環境配慮を可能とするため、事業の位置や規模等に関する複数の計画案について、既存資料などから事業による環境影響を予測し、比較します。その結果を事業計画に反映することによって、重大な環境影響の回避・低減を図ります。



環境影響評価

調査

予測・評価をするために必要な地域の環境情報について、調査を行います。

(調査の方法)

- 既存資料などを集めて整理する方法・現地調査など

予測

事業を行うと、環境がどのように変化するかを予測します。

(予測の方法)

- コンピュータなどで予測式により計算する方法
- 景観などではモニタージュ写真の作成等の方法など

評価

事業を行った場合の環境への影響について検討します。

(評価の内容)

- 影響があるか、どの程度か
- 実行可能な、より良い環境保全措置がとられているかなど

事後調査等報告

工事中や工事完了後に、環境保全措置の効果などについて調査し、公表します。

環境アセスメント（条例）の対象事業

事業の種類等		第1種事業 ※1	第2種事業 ※2
1. 道路	一般国道、道道、市町村道、その他の道路	4車線以上 10km以上	4車線以上 5km以上10km未満
	林道	幅員6.5m以上 20km以上	幅員6.5m以上 10km以上20km未満
2. 河川	ダム、堰	湛水面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
	放水路、湖沼水位調節施設	改変面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
3. 鉄道等	普通鉄道	長さ 10km以上	5km以上 10km未満
	軌道	長さ 10km以上	5km以上 10km未満
4. 飛行場		滑走路の長さ 2,500m以上	1,250m以上 2,500m未満
5. 発電所	水力発電所	出力 3万kW以上	1万5千kW以上 3万kW未満
	火力発電所	出力 15万kW以上	7万5千kW以上 15万kW未満
	地熱発電所	出力 1万kW以上	5千kW以上 1万kW未満
	太陽電池発電所	出力 4万kw以上	2万kw以上 4万kw未満
	風力発電所	出力 1万kW以上	5千kW以上 1万kW未満
6. 廃棄物処理施設	最終処分場	埋立面積 30ha以上	15ha以上 30ha未満
	その他の処理施設	敷地面積 30ha以上	15ha以上 30ha未満
7. 公有水面の埋立、干拓		面積 50ha超	25ha超 50ha以下
8. 土地区画整理事業		面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
9. 新住宅市街地開発事業		面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
10. 流通業務団地造成事業		面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
11. 工業団地造成事業		面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
12. 住宅団地造成事業		面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
13. 農用地造成事業		面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
14. レクリエーション施設		面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
15. 複合事業		面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
16. 建築物その他の工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状変更（1から15に掲げる事業の種類を除く。）		—	面積 50ha以上

上記のほか、経過措置として、当分の間、次の事業を第2種事業とみなします。

- 経過措置
- ①特別地域等※3における幅員5.5m以上・延長5km以上の一般国道、道道、市町村道、その他の道路
 - ②住宅地等における4車線以上・延長2km以上の一般国道及び主要な道道
 - ③特別地域等における湛水面積30ha以上のダム
 - ④特別地域等における出力1万kW以上の水力発電所
及び湛水面積30ha以上のダムの新設を伴う水力発電所

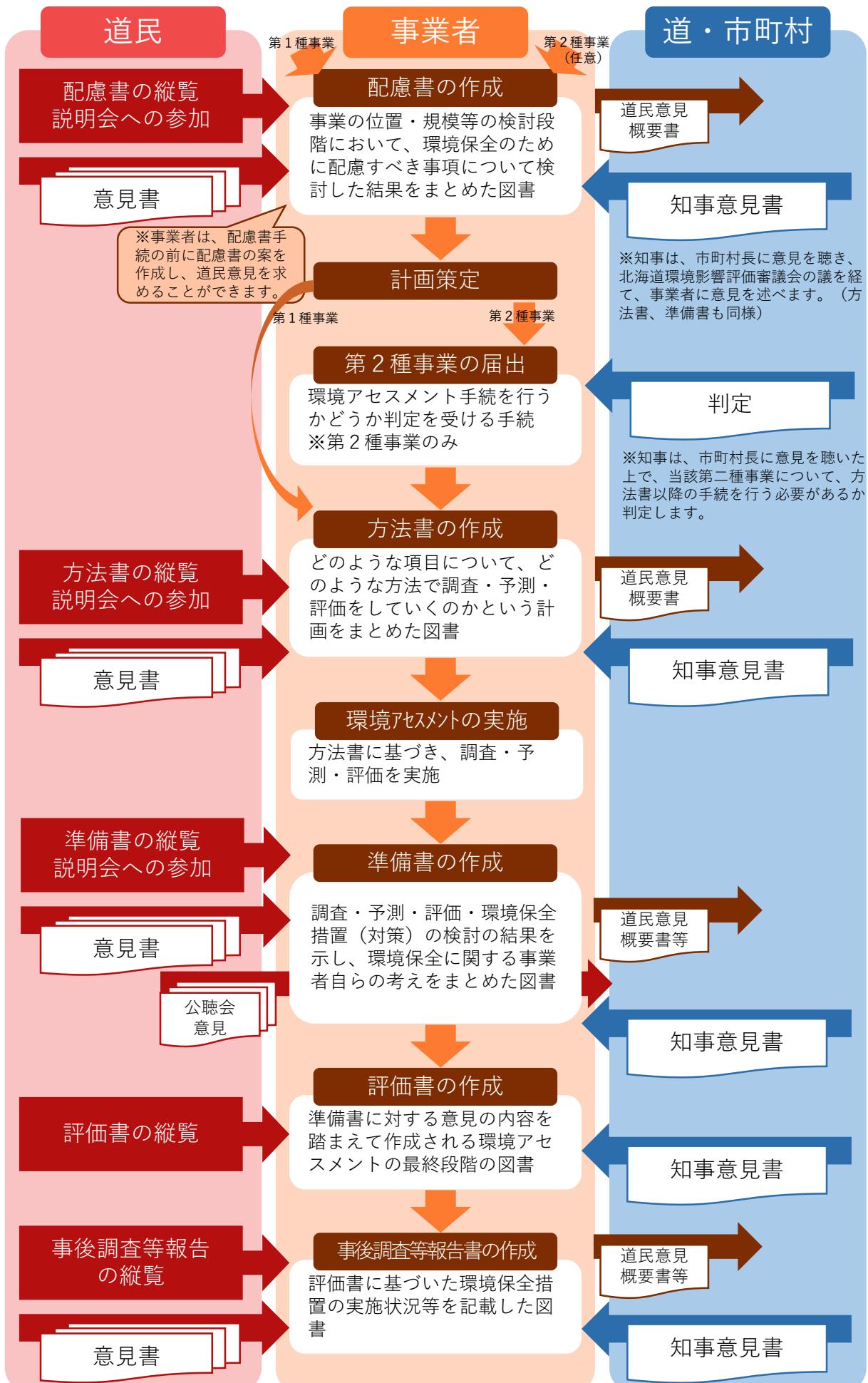
※1 第1種事業：規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業として、必ず環境アセスメントを行う事業です。

※2 第2種事業：環境アセスメントを行うかどうかを個別に判定する事業です。

※3 特別地域等：自然環境を保全することが特に必要な地域として自然環境保全法等で指定された地域です。

(注) これらの事業が環境影響評価法の第2種事業又は対象事業であるときは、条例は適用されません。

環境アセスメント（条例）の手続の流れ



環境アセスメントの項目（北海道環境影響評価条例）

調査、予測及び評価の対象となる環境要素の項目は、「環境影響評価に関する技術的手法等の一般的指針」において、次の18項目を定めています。

事業者は、事業内容と地域の特性などを考慮し、これらの中から適切な項目を選び、調査、予測及び評価等を行います。

環境要素の項目		細区分
1 人の健康の保護 生活環境の保全 に係る要素	1 大気汚染	環境基本法の規定に基づく大気の汚染に 係る環境基準の項目など
	2 水質汚濁	環境基本法の規定に基づく水質汚濁に 係る環境基準の項目など
	3 騒音及び 超低周波音	一般環境、自動車などの騒音（周波数 20Hz～100Hz含む）及び超低周波音（周 波数20Hz以下の音）
	4 振動	一般環境、自動車などの振動
	5 悪臭	悪臭防止法第2条第1項の特定悪臭物質・ 第2項の臭気指数
	6 土壤汚染	環境基本法の規定に基づく土壤の汚染に 係る環境基準の項目など
	7 地盤	地盤沈下、土地の安定性
	8 日照	日照阻害、風車の影、反射光
	9 電波障害	電波障害
2 生物の多様性の保全 多様な自然環境の保全 に係る要素	1 地形・地質	地形、表層地質、土壤及び温泉
	2 植物	種子植物、シダ植物、藻類
	3 動物	ほ乳類、鳥類、両生類・は虫類、魚類、 昆虫類、底生動物
	4 生態系	生態系
3 身近な自然等との 触れ合いに係る要素	1 景観	自然景観、都市景観、農村（里地）景観
	2 身近な自然	身近な自然（野外レクリエーション地を 含む。）
4 地球環境保全 循環型社会に係る要素	1 温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律第2条 第3項の物質
	2 廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土
5 一般環境中の放射性物 質に係る要素	1 放射線の量	粉じん等・水の濁り・建設発生土等の発 生に伴うもの

環境アセスメント制度に関する問い合わせ

北海道環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-204-5981

FAX：011-232-1301

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.htm>

北海道の環境アセスメント

検索

